

◆◆改善事例 株式会社IDOM（ガリバー）に対する申入れ

1 問題のある条項

株式会社IDOM（ガリバー）が使用しているガリバー保証特別規約には、①ガリバーに修理を依頼するに際しては、車両内を空にして引き渡すこととし、車両内に残っていたものが滅失毀損したとしても、ガリバーに対して損害賠償請求をしない旨を定める条項（全部免責条項）、②契約者がガリバー保証を悪用したとガリバーが認めるときには、ガリバーが契約を解除することができるとする条項（解除権付与条項）、③ガリバーが、契約者がガリバー保証を悪用したと認めて、契約を解除した場合に、保険料の返還、その他一切の金銭の支払を行わない旨を定める条項（違約金条項）、④本保証契約に定める場合を除いては、契約者側からの解除を認めない旨を定める条項（解除権放棄条項）がありました。

2 各条項の問題点

（1）①について

車両内に残っていたものの所有権は、契約者にありますから、ガリバーが無断で処分したような場合には、損害賠償責任を負います。

本条項は、ガリバーの債務不履行又は債務の履行に際してされた不法行為により契約者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項ですので、消費者契約法8条1項1号及び3号に抵触し、無効です。

（2）②について

「悪用した」という文言が漠然不明確であることに加えて、該当するかどうかの判断権をガリバーが有していて、ガリバーのさじ加減で自由に解除できることになってしまうので、民法の規定に比べて解除の要件を緩和するものになっています。

これは、消費者の立場からすると、不利になりますので、本条項は、民法に比して、消費者の権利を制限し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであって、消費者契約法10条に抵触し、無効です。

（3）③について

本条項は、実質的に、解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金を定める条項と解されます。ひとえに契約者がガリバー保証を悪用した場合と言っても、悪用の内容によっては、ガリバーにほとんど損害が生じない場合もあり得ますので、一律に保険

料の返還、その他一切の金銭の支払を行わないこととすると、ガリバーに生ずべき平均的な損害の額を超えることは明らかです。
平均的な損害の額を超える部分は、消費者契約法9条1項1号に抵触し、無効です。

(4) ④について

事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項に当たりますので、消費者契約法8条の2に抵触し、無効です。

3 申入れとその結果

(1) ①について

消費者約法8条1項1号及び3号に適合するように改めるよう申し入れたところ、車両内に残っていたものが滅失毀損したとしても、ガリバーに対して損害賠償請求をしないとする部分が削除されました。

(2) ②について

削除するか、消費者契約法10条に適合するように改めるよう申し入れたところ、ガリバー保証を悪用したとガリバーが認めるときの部分が、保証修理の請求にあたって虚偽の申告をしたときと修正されました。

(3) ③について

ガリバーに生ずべき平均的な損害の額を超える部分を返金するように規定を改めるよう申し入れたところ、本条項自体が削除されました。

(4) ④について

本条項を削除するように申し入れたところ、削除されました。

■詳しくはCネット東海のホームページをご覧ください。

<https://cnt.or.jp/topics/post-7919.html>

新しい消費者庁『消費者団体訴訟制度「成果事例集」』ができました。

■こちらから閲覧・ダウンロードできます（当団体のwebサイト経由）。

<https://cnt.or.jp/topics/post-7895.html>

<会員加入のご案内>

消費者被害防止ネットワーク東海(略称:C ネット)は、団体と個人の会費と寄附金により運営される認定NPO法人です。消費者被害を未然に防止、拡大を防止し、消費

者主権が確立された社会を築くためにCネット東海の会員となり、活動への参加や継続的なご支援を賜りますようお願い申し上げます。

●オンラインで加入申し込みをしていただけるようになりました。

詳しくはこちらをご覧ください。 ⇒ <https://cnt.or.jp/newmember.html>

<寄附のご案内>

消費者被害防止ネットワーク東海(略称：Cネット)は、これまで消費者への相談活動や、不当な約款や勧誘行為などの是正を事業者を求める活動に取り組み、成果を出してきました。より一層東海エリアのみなさまが安心して暮らせるよう消費問題に取り組むべく今後の目標として2015年に制定された【特定適格消費者団体の認定】を目指しています。【特定適格消費者団体の認定】には財政基盤の確立が必要不可欠です。今後も東海のエリアにおいて差止め請求訴訟を提起するなどして、消費者被害を未然に防ぎ、拡大を防止する活動を続けていくため、皆様のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

●オンラインで寄附のお申込みをしていただけるようになりました。

詳しくはこちらをご覧ください。 ⇒ <https://cnt.or.jp/donation.html>

【Cネットからのお願いとお断り】

※ホームページやこのメルマガ通信で、紹介・告知したい記事・イベント等がありましたら、ご投稿をお待ちしています。

※このメルマガの転送も大歓迎です。また、知人や職場の同僚に、Cネットから直送付を希望される時はお知らせ下さい。(氏名・アドレス・所属)

※このメルマガ通信は事業者への申入れが終了し、改善報告をホームページに掲載した際に発行いたします。不定期発行ですのでご了承ください。

★この「Cネット通信」の【配信停止・変更】をご希望の方は、恐縮ですが、【配信停止・変更】と記載の上、cnet-tokai@cnt.or.jpへご返信ください。

⇒次回からの配信停止・変更をさせていただきます。

◇Cネットは、主に愛知・岐阜・三重で活動する適格消費者団体です

消費者庁が、昨年4月1日に「COCOliS(消費者団体訴訟制度)ポータルサイト」を公開しました。消費者と(特定)適格消費者団体をつなぐことを目的にしています。全国の(特定)適格消費者団体の活動が紹介されています。

COCOliS ⇒ <https://cocolis.caa.go.jp/>